【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年３月６日
【会社名】	株式会社アイル
【英訳名】	Ｉ'ＬＬ　ＩＮＣ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　岩本 哲夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目１番23号
【電話番号】	０６－４７９８－１１７０
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　戸田 泰裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目１番23号
【電話番号】	０６－４７９８－１１７０
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　戸田 泰裕
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【提出理由】

当社は、平成23年10月27日開催の当社第21回定時株主総会の決議に基づき、平成24年３月６日開催の取締役会において当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．銘柄

株式会社アイル第１回新株予約権証券

２．発行数

2,850個（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記５．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

３．発行価格

無償とする。

４．発行価額の総額

未定

５．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式（単元株式数 100株）285,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

６．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定（注）

（注） 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

７．新株予約権の行使期間

平成26年３月15日から平成28年３月14日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

８．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

(3) その他権利行使の条件は、平成23年10月27日開催の当社第21回定時株主総会決議及び平成24年３月６日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

９．新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10．新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

割当対象者	人数	割当個数
当社取締役	５名	800個
当社執行役員	３名	300個
当社従業員	50名	1,750個

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当なし

13. 勧誘の相手先と提出会社との間の取決めの内容

① 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

(1) 禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合。

(2) 当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。

(3) 法令または当社内部規律若しくは新株予約権割当契約に違反する行為があった場合等、本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会が認定した場合。

(4) 上記、各号のほか、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合。

(5) 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

② 上記を含めた取決め内容は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定める。

以 上